

No.	質問	回答
1	神奈川県が直接補助を行う施設は、幼稚園型認定こども園と幼稚園(私学助成園)のみか。	幼稚園(私学助成園)のみ、県からの直接補助となります。 幼稚園型認定こども園及び新制度に移行している幼稚園は、市町村を通じた補助となります。
2	幼稚園(私学助成園)以外の施設については、市を経由した間接補助となるのか。	
3	認定こども園はどのように申請したらよいか。	認定こども園については、類型を問わず認定こども園として市に申請してください。 本補助金にて県が直接補助を行うのは、幼稚園の中でも私学助成園のみとなります。
4	交付要件の各要件については、すべてを満たしていなければならないのか。	いずれか一つ以上実施(実施予定)していれば、本補助金の対象となります。
5	3折りたたみヘルメット、4大型炊飯器、5自転車置き場の雨よけ屋根を購入したい等という場合には、交付要件のどれをクリアしていればよいか。	交付要件は、購入物品に関わらず、いずれか一つ以上実施(実施予定)していれば、本補助金の対象となります。
6	交付要件を実施予定として申請した施設が、不測の事態により3月31日までに実施ができなかった場合、補助金は交付されるのか。	3月31日までに交付要件の事業を実施し、補助対象の事業を完了(納品・工事完了及び支払い)していない場合は、補助金は交付しません。
7	交付要件に衛生用品の一式の用意があるが、一部の園児が絆創膏を持参している場合に、園で絆創膏を用意することは、補助要件を満たすか。	一部の園児が持参している衛生用品の絆創膏のみの購入では対象になりません。 ※衛生用品については、おむつを除く園で使用する園児全員分の衛生用品一式(通園時に持参させている、コップ、歯ブラシ、手拭きタオル、ハンカチ等の物品)を用意する必要があります。
8	出欠席やお迎えの予定時間をアプリで毎回入力してもらっているが、交付要件を満たしているか。	連絡帳のスマホアプリ等への移行とは、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員の方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有している必要があります。 (すでにスマホアプリ等への移行を行っている場合も対象となります。)
9	保護者負担軽減のため、主食提供を実施する場合、大型炊飯器の購入費のみが対象で、主食提供に伴う物品(食器等)は対象外ということか。	本補助金は、補助対象経費に記載している物品のみが対象となるため、食器等は対象外となります。
10	おむつ保管庫として棚を造作することは可能か。またはロッカーのように既製品が対象となるのか。	造作、既製品のいずれも補助対象となります。
11	新規で導入するときのみの補助だけでなく、買い替えの時の費用も補助が出るか。	同一・同種製品への買い替えは原則対象外となります。
12	お昼寝用コット・布団の購入費について、既に施設が用意した物品を使用している場合、買い換え等を行う場合も補助の対象となるのか。	※ただし、買い替えることによって、機能向上等保護者や保育士・幼稚園教諭の負担の軽減が確認できるものについては、対象となる場合があります。 対象となるケース：布団からコットへの買い替え
13	自転車置き場の雨よけ屋根の設置費は、「新設のみ」が対象となるのか。既存設備の老朽化による改修費や増設等を行う場合も対象となるのか。	増設は雨よけ屋根の設置範囲が広がり、現状より保護者の負担軽減になるため対象です。 なお、改修費は同一・同種製品に更新する場合は対象外となります。 ※対象となるのは増設部分のみです。(自転車1台分以上スペースを増設する場合に限ります。) ※屋根面積が変わらない場合は対象外となります。
14	午睡を実施している園が0歳児のみ布団を用意し、1～5歳児は布団を保護者に持ち込んでもらっている場合は本事業の補助対象となるか。	1～5歳児の布団(コット)の購入は対象です。(併せて0歳児の布団をコットに買い替えた場合はその費用も対象です。) なお、上記の場合、現在持ち込んでいる乳幼児全員分の布団(コット)を購入する必要があります。3歳児のみ布団(コット)を購入する等一部の園児分のみの購入は対象外となります。
15	申請等によって生じる施設の事務負担に係る費用とは具体的にどのようなものか。	申請書の記載や物品の発注等の事務負担に係る経費を想定しています。 事務負担が発生している場合は、個別の積算は行わず一律8万円を補助します。
16	施設の事務負担増に係る費用はどのように積算するのか。	
17	事前着手届の提出日はどのようにするか。	年度初めより事業を行っている場合も対象とするため、全園一律に4月1日付けで提出してください。
19	補助対象事業については、令和6年4月1日以降に実施したもののみが対象という考え方でよいか。	令和6年度中に実施したものが対象で、令和5年度以前に購入(施工)した事業は対象外です。 なお、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、事前着手届の提出が必要となります。
20	事前着手届を提出すれば、交付決定前(令和6年4月1日)から適用するという考え方でよいか。	事前着手した場合でも、参考見積等を提出してください。 2者以上の見積もりがない場合等は対象外となります。
21	翌年度(令和7年度)以降も継続して実施する補助金であるかどうか。	
22	本事業は、令和6年度限りの事業となるのか。若しくは、来年度以降も継続をする見込みがあるのか。	令和7年度も継続する方向で考えていますが、事業の維持を確約することはできません。
23	(来年度以降も事業を継続する場合、)補助金を複数年度申請することは可能か。	本補助金の交付は、1施設1回限りとしています。 (令和6年度に補助金の交付を受けた施設は、令和7年度に本事業への申請はできません。)